

わのうち

W

議会だより

ANOUCHI

No. 99

平成25年 2013

8月1日



常任委員会合同研修で東日本大震災の被災状況等を聞く（石巻市の高台にある日和山公園）

臨時町議会

2 P

定例議会 一般会計 298 万円を追加

4 P

一般質問

6 P

常任委員会レポート

11 P

第 1 回臨時町議会 5 月 31 日開催

議長	高橋	愛子
副議長	田中	政治
建設委員長	上野	二賢
産業委員	浅野	常夫
業務主任	森島	光明
厚生委員		
文教主任		
議会運営委員長		

第一回臨時輪之内町議会が五月三十一日開催された。会期を一日と定めた後、北島 登議長と浅野常夫副議長から議長、副議長の辞職願が提出され、直ちに正副議長の選挙が行われ、議長に高橋 愛子氏、副議長に田中政治氏が当選し、続いて、各委員会の構成を変更した。次に、町長から提出された二議案が上程され、慎重審議の結果、原案のとおり可決され、監査委員の選任に同意しました。

議長・副議長あいさつ



平成二十五年五月の第一回臨時議会で、議員各位のご支援により議長・副議長に就任致しました。身に余る光栄と感激するとともに、責任の重さを痛感しているところです。

私たち議会議員は、町民の皆様の代表者としてご意見を町政に反映させることはもちろん、町民の皆様の付託に応え、「住んでいて良かった、これからもずっと住み続けたいまち」の実現に向け、全議員が一丸となつて、町政推進に全力で取り組んでまいります。今、地方議会は、そのあるべき姿が問われています。

輪之内町議会は、時代の変化に的確に対応し、公正かつ透明で、町民の皆様に分かりやすい開かれた議会運営に努めてまいりますので、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。町民の皆様からの心からのご支援、ご協力をお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

平成二十五年五月三十一日

輪之内町議会議長 高橋 愛子

副議長 田中 政治

専決処分の承認について

◇輪之内町税条例の一部を改正する条例

平成 25 年度 輪之内町議会役員構成表

(平成 25 年 5 月 31 日)
◎委員長 ○副委員長

委員会等の名称		人員	議員氏名		
議 長	1	高橋 愛子			
副 議 長	1	田中 政治			
総務産業建設常任委員会	9	◎ 上野 賢二	○ 浅野 利通	森島 正司	
		森島 光明	北島 登	田中 政治	
		小寺 強	高橋 愛子	浅野 常夫	
文教厚生常任委員会	9	◎ 浅野 常夫	○ 小寺 強	森島 正司	
		森島 光明	北島 登	田中 政治	
		浅野 利通	高橋 愛子	上野 賢二	
議会運営委員会	4	◎ 森島 光明	○ 森島 正司	北島 登	
		田中 政治			
監 査 委 員	1	北島 登			
農 業 委 員 会	1	小寺 強			
公 民 館 運 営 審 議 会	3	田中 政治	浅野 利通	上野 賢二	
国民健康保険運営協議会	3	森島 正司	森島 光明	北島 登	
民 生 委 員 推 薦 会	1	森島 正司			
給食センター運営委員会	3	北島 登	小寺 強	浅野 常夫	
選 奨 生 選 考 委 員 会	3	森島 正司	浅野 利通	小寺 強	
青 少 年 育 成 町 民 会 議	3	浅野 常夫	小寺 強	上野 賢二	
岐阜県共同募金会輪之内町分会	1	小寺 強			
植 物 防 疫 協 会	3	田中 政治	浅野 利通	上野 賢二	
農業振興地域整備促進協議会	3	森島 光明	北島 登	田中 政治	
土 地 開 発 公 社	2	議長 高橋 愛子	副議長 田中 政治		
都 市 計 画 審 議 会	3	議長 高橋 愛子	総務産業建設委員長 上野 賢二	森島 正司	
あすわ苑老人福祉施設事務組合議会	3	議長 高橋 愛子	副議長 田中 政治	文教厚生委員長 浅野 常夫	
安 八 郡 広 域 連 合 議 会	3	議長 高橋 愛子	副議長 田中 政治	文教厚生委員長 浅野 常夫	
下 水 道 推 進 協 議 会	3	議長 高橋 愛子	副議長 田中 政治	総務産業建設委員長 上野 賢二	
議会広報編集委員会	5	◎ 浅野 利通	○ 田中 政治	小寺 強	
		浅野 常夫	上野 賢二		

平成 25 年度
補正予算

2013 年
6 月 定例議会
11 日～18 日

一般会計

298 万円を追加

六月定例議会は、平成二十五年度一般会計、国民健康保険事業の各補正予算、平成二十四年度水道事業の決算認定及び剰余金の処分、条例関係の七議案が上程され、条例関係の二議案が初日に可決され、補正関係、決算関係、国民健康保険税条例は所管の常任委員会の付託審査を受け、慎重に審査・審議の結果、最終日の十八日に原案可決されました。また、三名の議員が一般質問を行い閉会した。



高橋 愛子 議長

平成二十五年度
一般会計補正予算
(第一号)
二九八万五千円追加

既定の予算総額に歳入、歳出それぞれ二百九十八万五千円を追加し、予算総額三十五億五千四百九十八万五千円となるものです。

◇歳出の主な補正

総務費

- ・消防費 五八万五千円

教育費

- ・奨学金 二四〇万円

◇歳入の主な補正

- ・教育費寄付金 二四〇万円

平成二十五年度
国保特別会計補正予算
(第一号)

前年度所得額の確定に伴う税収見込額及び繰越金の見込額を勘案し、保険税の賦課額を補正。

◇歳出の主な補正

- ・償還金 五〇〇万円

◇歳入の主な補正

- ・一般被保険者国民健康保険税 △一千六八二万二千元

- ・療養給付費交付金繰越金 五〇〇万円

- ・その他繰越金

一千六九七万四千元



平成二十四年度 水道事業の決算を認定

平成二十四年度において、給配水施設の維持修繕などの工事を行うと共に、清廉な水の安定供給と経費削減などの健全なる経営に努めた結果、事業収益一億千六万九千五百五十九円、事業費用一億二百六十二万五千六百六円となりました。損益計算書による当年度純利益六百三十六万九千三百九円であります。

一方、資本的収入につきましては、収入が二千二百三十三万五千二百円に対し、支出は、下水道工事に伴う配水管の布設替えなどの工事及び企業債償還金で六千四百三十三万四千二百三十円となり、四千七百七十九万九千三百十円の不足が生じたので、消費税資本的収支調整額、減債積立金と過年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

平成二十四年度 水道事業の決算を認定

剰余金処分につきましては、地方公営企業法の規定に基づきまして、当年度末剰余金六百三十六万九千三百九円を減債積立金に積み立てるものであります。

条例

条例の制定

輪之内町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」の施行に伴い制定

輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

保険税の課税総額が決定されたことにより、保険税率を改正するもの

輪之内町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定

国家公務員の給与の改訂及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における職員給与の支給額を減額するため、輪之内町職員の給与に関する条例等の特例を定めようとするもの

意見書（採択）

TPP 交渉参加に反対する 意見書について

地域経済・社会の崩壊を招く TPP 参加には絶対反対であるという多くの国民の声を無視して、3月15日、政府は TPP 交渉への参加表明を強行した。

TPP 交渉参加の判断にあたっては、非関税障壁の見直しを含めた広範囲に及ぶ影響試算の開示や、食料自給率目標を50%まで引き上げるとしていることとの整合性等について、国民に対し説明することが前提であったにもかかわらず、これらを考慮することなく参加表明に踏み切ったことは極めて遺憾である。

当議会は、わが国の農山漁村の将来を憂慮する観点から以下の項目について要望する。今後、政府においては、その趣旨を踏まえ、いささかも我が国の国益を損なうことのないよう毅然として対応するよう強く求めるものである。

1、交渉からの早期脱退の決断

TPP 交渉の後発参加国は、既存合意の修正が不可能だけでなく、新規提案すらも困難であると報道されている中、農林水産物の関税維持や国民皆保険制度等数多くの「国益」を確保できる可能性が極めて低いことは明白である。「国益」を確保で

きないと判断したならば、速やかに交渉から脱退すること。

2、情報公開と国民への説明責任

仮に、政府が「国益」を確保できると判断して TPP 最終合意まで交渉を続けるとの方針を決定する場合、その決定の前に、不安を抱える国民に対し、数多くの「国益」が十分に確保できたことについて説明責任を果たし、国民の理解を得ること。なお、外交交渉を理由に、国民に情報開示をしないことは許されない。

3、国土の均衡ある発展の再構築

国土の4割に立地する全国930の町村は、これまでも財政難、過疎化等により疲弊の度を強めている。我が国が TPP に参加すれば輸出偏重をさらに強め、都市への人口集中と地方の過疎化が一層加速されることになる。国土の均衡ある発展に関する長期計画を策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年 6月18日

岐阜県 輪之内町議会

- | | | | |
|-----------|----|----|---|
| 内閣総理大臣 | 安倍 | 晋三 | 様 |
| 外務大臣 | 岸田 | 文雄 | 様 |
| 農林水産大臣 | 林 | 芳正 | 様 |
| 経済産業大臣 | 茂木 | 敏充 | 様 |
| 厚生労働大臣 | 田村 | 憲久 | 様 |
| 内閣府特命担当大臣 | 甘利 | 明 | 様 |

ズリ町政を問う

(原文掲載)

一般質問



森島正司議員

◆森島正司議員の質問

一 町内道路の技術基準

について

町道の技術的基準条例や高齢者、障害者等の移動等円滑化のための町道の構造基準条例が施行されませんが、これらの基準は既存の町内道路の実態とは著しく乖離していると思えます。既存の道路を、今後いかにこの基準に合わせていくかが、町として住みやすい街づくりのためにも重要な課題だと思えます。条例制定にあたって十分な審議時間もないまま採決されてしまい、これらの条例が当町の道路行政にどのように生かされていく

のか、明らかにすることができませんでした。そこで改めてお伺いします。

この条例の対象となる町道は何路線、何kmで、そのうちこの条例の基準に合致している町道は何路線、何kmでしょうか。そして、この技術的基準から外れている町道については今後どのように改修していくのか、お尋ねします。

なお、第三種第五級以下の道路であっても、町民にとつては重要な道路であります。

今回の条例制定が、地方分権法に基づいて地域の自主性、自立性を高めるものと言われるなら、小規模の道路についても、住民の意見を聞きながら町独自の基準を作り、それに従って維持管理していくことが必要ではないでしょうか。

また県道についても、私はこれまで、歩道等の設置や道路照明について要望してきましたが、県道安八平田線は、安八町は道路の両サイドに植樹帯つきの歩道が整備されているのに、輪之内町に入る途端に歩道狭くなり、しかも片

側しか設置されていません。安八海津線に至っては、多くのところが左右どちらにも設置されていません。

安八SICの設置が決まり、今後交通量の増大が考えられます。

県においても県道の技術基準条例が定められており、基準が単に「絵に描いた餅」にならないよう、歩道等の整備について強く要望していただきたいと思います。

町長の見解をお聞かせください。



木野町長答弁

(町長答弁)

森島正司議員のご質問にお答えいたします。二点ほどご質問をいただきました。

第一点目の町内道路の技術基準についての質問にお答えします。

平成二十五年第一回定例議会に提出いたしました「輪之内町町道の構造の技術的基準に関する条例」につきまして、平成二十三年五月二日に「地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律」いわゆる第一次一

括法が公布されました。これに伴い、道路法第三十条第四項が改正され、これまで政令で定めておりました基準を「輪之内町道の構造の技術的基準に関する条例」を制定することによって、輪之内町の道路に適用する基準等を定めたということとなります。

また、今定例議会に提出いたしました「輪之内町における高齢者、障害者等の移動の円滑化のために必要な町道の構造に関する条例」につきましては、同じく平成二十三年八月三十日に公布されました、第二次一括法によりまして、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」いわゆるバリアフリー法第十条第一項が改正され、移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準が地方公共団体の条例に委任されたことにより、主務省令を参酌して、輪之内町に適用する基準を条例化したものであります。

また、同法第二条第九号及び同法施行令第二条に規定する「生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであつて国土交通大臣が指定するもの」である特定道路の新設又は改築を行う場合の道路の構造基準について、道路管理者として道路移動等円滑化基準に適合させるべく条例で定めたものでございますので、特定道路として指定さ

れない既設道路の改築や道路改良においては、適合させるべきものではないことをご理解頂きたいと思えます。

これら二本の条例の対象となる町道についてですが、「輪之内町町道の構造の技術的基準に関する条例」の対象となる路線につきましては、八百十五路線・延長三百十五、二キロメートルであり、そのうちこの基準に適合する延長につきましては、二百二十キロメートルとなっております。

それから、「輪之内町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する条例」の対象となる特定道路は指定されておりません。

今後、取りあえずであります。道路の新築等に当たっては、構造基準（例外規定を含む）に基づき実施することとなりますが、ご質問のありました既存の道路拡幅や道路改良等の際にも、出来る範囲の中で技術的基準の趣旨を尊重して実施していきたいと考えております。

それから県道についての歩道の設置や道路照明についてであります。毎年県に對しまして要望書を提出し、当町にも現場に来ていただいて現地確認もしていただいております。少しづつではあります。歩道の新設や街路灯の設置も行っていました。今後も引き続き、継続して要望活動

を行っていききたいと考えております。

二 土地開発公社の事業 について

土地開発公社事業については、昨年十二月議会でもお尋ねしましたが、再度平成二十五年度事業計画及び平成二十四年度決算報告に基づいてお伺いします。

まず人件費についてお聞きします。

昨年配布いただいた平成二十四年度事業計画には予算書は含まれておらず、今回の決算報告で、当初予算に人件費が給料等で二百七十八万七千円が計上されていたことが初めてわかりました。

この人件費のために損益計算書で、私の記憶では初めて「当期純損失」が計上されました。土地売却もなく、受取利息以上の経費を支出すれば損益が出るのは当然ですが、なぜ人件費を計上しなければならなかったのか。従来の業務のほかに何か特別の業務があったのでしょうか。また採用された人はどういう身分、肩書、労働条件で採用されたのか、お伺いします。

過去に「当期純損失」を計上したことはあるのか、あったとすれば何時で、その理由は何だったのか教えてください。

平成二十四年度当初事業計画では四億一千二百二十七万円の東大藪工業用地造成事業が、決算ではわずかに四千三百六十五万円しか支出されていません。当初予算ではどういう事業を計画していたのか、それがなぜ、どのように変更されたのでしょうか。

そして平成二十五年度事業計画でさらに二億四千万円以上の造成事業計画が掲げられています。どういう工事ですべてに完成するのでしようか。その事業内容を説明してください。

平成二十五年度事業計画の「造成土地の処分」で、「東大藪工業用地造成事業」の「処分価額」が九億七千二百一十一万円、「南波工業用地造成事業」の「処分価額」が四億八千七百三十九万円となっております。今年度中に売却する目途が付いているということでしょうか。

（町長答弁）

土地開発公社の事業についてのご質問についてお答えします。

まず、人件費に関するご質問についてありますが、土地開発公社では、平成二十四年度において、東大藪で取得した用地の農地転用手続き、造成に伴う土地開発協議、県道の土地計画上の協議、更には南波地区の工場用地の取得など、多くの業務を抱えておりました。これらの業務を着実に推進するため平成二十三年末で定年退職しました町職員を事務局長として雇用したとの報告を受けております。

次に、土地開発公社が過去に当期純損失を計上したことはあるかについておたずねであります。平成十年度、平成十二年度、平成十三年、平成十五年の四回計上されていることとあります。その計上理由としては、利息の支払いによるもの、附帯工事によるもの、土地の売却損失によるもの等でございます。

次に、平成二十四年度当初計画において、四億千二百二十七万円の事業費を組みながら四千三百六十五万円の支出にとどまったことのお尋ねであります。当初計画では、平成二十四年度内に造成工事を完成させる予定であったものが、農地転用、開発協議の許可が遅れたため、造成工事

発注時期が遅れ、設定期間を平成二十五年度五月末日としたことにより工事費の支払いも平成二十五年度にずれ込んだことによるものとの報告を受けております。

次に、売却の目処についてのご質問ですが、平成二十五年度では売却までの予定で事業計画をたてているとのことであり、東大藪工場用地については、具体的な企業の決定には至っておりません。

最後に、土地開発公社の制度や業務につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律で定められ設立団体の長が土地開発公社を監督すると第十九条で規定されております。

土地開発公社からは事業年度前に、次年度の予算、事業計画、資金計画について提出させ、事業年度終了後には監査委員の意見を付した決算書を提出されております。

また、地方自治法第二百四十三条の三において、土地開発公社の経営状況を議会に提出することになっており、地方自治法施行令第一百七十三条では、経営状況を説明する書類として、「事業計画及び事業の決算に関する書類」とありますので、関係法令の規定に基づき必要な書類を議会に提出させていた、いただいております。

以上で、森島正司議員に対する答弁とさせていただきます。



田中政治議員

◆田中政治議員の質問

東海地方も梅雨入りをし田畑には恵みの雨が降り、蛙の合唱も大きな声で聞こえて来る季節となりました。クールビズも始まりいよいよ暑くなつて来た実感する毎日です。

今議会で質問する機会を頂きましたので一点にしぼって質問をさせていただきます。

一 公共交通バス利用の増加に向けて

議会初日に、輪之内町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例が可決されました。この条例は国土交通大臣の指定する特定道路に関するものでした。当町には現在ありませんが、その中でバス停に関するもの等も規定されています。当町にもコミニティバス等が運行され、町民の方々の移動手段の一つとなつて

います。特に高齢者の方々には必要な足になっていきますが、利用がしにくい現状です。バス停まで自転車で行きたいが駐輪スペースがない、バスが来るまで立つて待つ雨の時も大変です。地域の実状を見ながら利用しやすい形態にしながら増加は見込めないのではないかと思えます。

以上の事により、三点ほど質問させていただきます。

- ① 数年の利用状況について
- ② 利用者へのPRの方法について問題はないか、町外への利用の方法を含めどうか
- ③ 足が痛い、腰の状態が悪い等身体的に難儀ある方について、ベンチ、上屋、駐輪場の確保等についてどう考えてみえるかお尋ねをします。

(町長答弁)

私が町長に就任以来、バス路線につきましても、二度に渡って見直しを図ったところであります。

まず、就任直後には、平成十九年九月三十日をもって岐阜乗合自動車株式会社の南濃線が廃止されたことに伴い、輪之内町自主運行バスの輪之内羽島線をリニューアルした輪之内北部羽島線(二系統)と新たに輪之内南部線(一系統)を平成十九年十一月一日から運行しています。また、二回目には全面的な見直しとして、平成二十二

年十月一日からは、輪之内町文化会館前と岐阜羽島駅を結ぶ「輪之内羽島線」、安八温泉、ザ・ビッグ輪之内店とコミバス今尾を結ぶ「輪之内町コミュニティバス南北線」、輪之内町文化会館前とザ・ビッグ輪之内店を結ぶ「輪之内町コミュニティバス内線」を運行しており、平成二十二年の見直しからは車いすリフト付きマイクロバスも導入しています。

ご質問の一点目のコミュニティバスの数年の利用状況につきましては、見直し後の平成二十二年十月一日から平成二十三年九月三十日の一年間の総輸送人員は、一万四千五百一人、平成二十三年十月からの一年間は一万七千七百八十八人となっています。中でも、コミュニティバス町内線については、平成二十二年の十月からの一年間の輸送人員は三百八十九人、平成二十三年の十月からの一年間は、百四十一人となっています。町内線の利用者が、極端に少ない状況となっております。

平成二十二年の見直しに先駆け平成二十一年九月に実施した「地域公共交通に関するアンケート調査」結果等を踏まえ見直しを図ったところであり、利用状況の結果を見ますと非常に残念な結果となっております。

二点目のご質問の「利用者へのPRの方法について問題はないか、町外への利用の方法を含めどう

か」につきまして、町のホームページに掲載するなど、また、時刻等の改正があった場合には町広報誌やチラシ等でお知らせをしています。また、安八温泉利用者への呼びかけなど、今後は老人クラブなどを通じ、きめ細やかな説明を行い利用促進に努めて参りたいと考えております。

次に三点目のご質問の「ベンチ、上屋、駐輪場の確保等」についてでございますが、設置等につきましては、各停留所の道路状況・幅員等を考え、周囲の安全が確保されなければなりません。

ちなみに、コミュニティバス町内線においては、フリー乗降区間を設け、利用者の利便性向上に配慮しておりますので、それらを含めて、今後の対応へのご理解をいたいただきたいと思っております。

高齢化が進む中、公共交通の安定的な運営とその維持は、各自治体の抱えた共通の課題でもありません。

町としましては、今年度、国の補助事業である「地域公共交通確保維持改善事業」により調査等を行い、町内路線及び広域的な路線の運行について、費用対効果を見極めながら、より良い地域の公共交通のあり方について検討し、見直しを図ってまいります。

以上で田中政治議員に対する答弁とさせていただきます。



浅野常夫議員

◆浅野常夫議員の質問

一 災害協定について

先頃大野町では、全国十一自治体と災害協定を締結されたこと、聞いて居ります。万が一の災害の時助け合う事は、町民に安心感を与える事と、思います。町は災害協定をどう思われますか、又、どこかの自治体と締結の話は、あるのでしょうか、お尋ねします。

(町長答弁)

平常時から災害応援協定を締結することは、有効な防災対策の一つであることは十分に認識しており、輪之内町においても現在二十五件の災害応援協定を締結しているところであります。具体的には、大垣市、羽島市、安八町等の近隣自治体との消防相互応援協定や医療救護に関する安八郡医師会や大垣市民病院等との協定、また災害復旧に関しての建設業者等

との協定、物資供給に関する町内業者との協定、国土交通省との情報交換に関する協定等多岐に渡っております。

議員のご質問にありますように、平成二十五年六月四日に大野町では嚶鳴会に加入する自治体のうち、災害時における相互応援に賛同する十二の自治体間で災害時における相互応援協定が締結された旨の報道がなされました。この協定に参加した自治体は、北は岩手県釜石市、南は沖縄県沖縄市であり、広範な市町村間での協定となつていくようであります。

先頃、南海トラフ巨大地震対策についての最終報告が中央防災会議等からなされました。これによりますと、最大クラスの地震の発生頻度は極めて低いですが、仮に発生すれば広範囲に甚大な被害を及ぼす地震であるとされております。一昨年の東日本大震災が広範囲に被害を及ぼしたことを踏まえ、各自治体においては、近隣市町村間の災害応援協定ではなく、同時期に被害が及ぼない遠方の市町村と協定を結ぶ事例が見受けられるようになりました。同時期に被害を受ければ、当然のことではありませんが、近隣市町村を応援することなどの余裕もなく、遠方の市町村と協定締結は的を得た考え方でありますと理解しております。

現在のところ輪之内町では、遠方の市町村との災害協定の締結に

ついて、具体の締結先は決定しておりませんが、その必要性は認識しているところであります。

今後協定をする場合の内容としては、食料、飲料水その他の生活必需品の供給のほか救助活動及び応急復旧に必要な車両等の提供等を具体的に合意することとなります。当町が遠方の市町村と災害応援協定を締結した場合に当該市町村相互間で職員や消防団員若しくはボランティア等を迅速に派遣するなど、協定の実効性を担保することができるとどうか、具体の検証を踏まえて、早急に結論を得たいと考えております。

最後に、これまでも機会あるごとに申し上げておりますが、災害発生時には、まず自分自身と家族を守る「自助」、隣近所で助け合う「共助」が最重要であるというメッセージを今後とも発信し、その意識を高めるための施策を進めてまいり所存であることを申し上げます。

二 安ハスマートインターについて

六月十二日の新聞にインター設置許可が出た所でありますが、当町においても楡保の松原道路を設置した所です。大数の企業誘致に大きな影響力がある物と思えます。そこで、大数の企業誘致の進捗状況をお尋ねします。

(町長答弁)

「安ハスマートインターチェンジ設置からむ東大藪の企業誘致の進捗状況について」のお尋ねですが、当該地の状況としましては、去る五月末に造成工事を完了し、後は開発区域内における官地の払い下げや、分筆・合筆登記などの事務処理を残すのみとなっております。

現在、県の企業誘致課、金融機関などと連携を図りながら優良企業誘致に向けたPRに努めております。その他にも、毎年名古屋で開催される企業展などに出展して当該物件をPRしている他、町ホームページにも掲載しております。

また、造成工事が完了する時期に併せて大手ゼネコンなどからの聞き合わせも増えてきておりますが、具体的な誘致企業の決定には至っておりません。

さて、議員ご指摘のように、(仮称)安ハスマートインターチェンジについては、設置許可がなされ、二〇一六年には完成の運びと聞き及んでおります。このことは、当該地への「アクセス条件の有利さ」として大きくPRできる要素となることは想像に難くありません。既に、当該インターチェンジへのアクセスに、より有益性を持たせるため、平成二十一年二十二年度にかけて楡俣北部区内

に町道一三二〇八号線(通称:松原道路)を設置したところであります。

現在国内の景気については、株価や円が乱高下している状況ですが、昨年十一月の政権交代時から確実に上昇傾向にあることは言うに及びません。そのような状況下で各企業には、国内での積極的な設備投資を行う内需拡大の経済活動を期待しているところであり、誘致活動の大きなチャンスだと考えております。私としましては、優良企業誘致に向けてトップセールスをやることも辞さない思いでございます。

三 町の活性化について

四十七年ぶりの国体が大成功に終わった所です。輪之内町も軟式野球の会場として、使って頂いた所です。多くのボランティアの方々の力で無事成功に終わりました。あれから一年がたちますが、あの盛り上がりや町の活性化にどうか、お尋ねしたいと思えます。

(町長答弁)

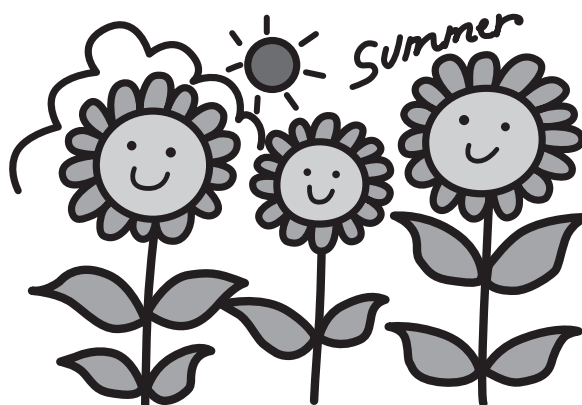
「町の活性化について、ぎふ清流国体の盛り上がりやをどのように取り入れているか」とのお尋ねですが、議員ご指摘のように、四十七年ぶりに開催されたぎふ清

流国体では、当町においても多くの町民の方々の参画を頂き、成功裏に終了することが出来ました。まさに行政と町民が一体となった「協働」体制を実現できたことが私にとって大きな喜びでもありました。

さて、ぎふ清流国体が終了して十ヶ月が経過しようとしております。この国体の成果を一過性のもので終わらせるのではなく、継承・発展させることが私どもの大きな責務であると認識をしております。岐阜県においては、その成果を継承・発展させ、みんなが主役の「清流の国ぎふ」づくりを推進するということで、主な取り組みとして清流の国ぎふづくり推進県民会議(仮称)の開催や、岐阜清流の国地域振興補助金の創設、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会にちなんだ記念イベントの開催などを計画されております。

当町においても、国体開催一年後イベントとして、コンサート開催を予定している他、先の県の岐阜清流の国地域振興補助金を活用して、既存のものではありませんが、各種行事や事業を積極的に実施してまいります。その中において、大事なコンセプトとして考えなければならぬことは、「地域住民との協働体制の構築」であろうと考えております。第五次総合計画にも掲げてありますように、協働型社会を築いていくには町民の

方々の力が必要です。今後多くの方々の行事、事業に参画してもらいやすい環境、仕組みづくりを考えて持続性のある協働型社会の構築を図って参りたいと思っております。以上で浅野常夫議員に対する答弁とさせていただきます。





総務産業建設常任委員会

常任委員会審査から

レポート

(主な質疑)

各常任委員会は、六月十三日開催され、平成二十五年度一般会計補正予算、国民健康保険事業特別会計補正予算、平成二十四年度水道事業の決算の認定及び剰余金の処分、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての合わせて五議案を審査し、いづれも原案のとおり認定・承認・可決すべきものと決定しました。

総務産業建設

平成二十五年度一般会計補正予算(第一号)

【総務課】

- Q 消防団員の退職報償金は、何年勤続すると支給されるのか。
- A 条例で五年以上とされている。現在の消防団員で二十年以上の勤続者は何人か。
- Q 人数は即答できないが、消防団の幹部の中には数名いる。
- A 女性防火クラブ員には、消防団員のような退職報償金はあるのか。
- Q 女性防火クラブ員には無い。
- A 女性防火クラブの位置付けは、また、女性防火クラブ員は、地域によっては何度も回ってくるし、地域の防火という志は消防団員と同じであるからもう少し地位向上や有償ボランティアであっても良いのではないか。
- Q 消防団員は、非常勤の公務員という位置付けであるが、女性防火クラブは基本的にボランティア

- Q 自治消防には補助金を支出しているのか。
- A 自治消防には、補助金を支出していない。
- Q 平成二十四年度水道事業の決算の承認について及び平成二十四年度水道事業の剰余金処分について
- A 了団体であり、防火思想の普及啓発を主な役割として担って頂いている。従って、消防団員のように報酬を支払うことができない。なお、女性防火クラブの運営費の補助金を支出しており、本年度は、四十七万七千円を予算計上している。

平成二十四年度水道事業の決算の承認について及び平成二十四年度水道事業の剰余金処分について

【建設課】

- Q 修繕費の内訳については。
- A 第一水源地の配水池塗装工事と水源地中央監視装置用無停電電源装置の取替え、第二水源地の塩素注入ポンプの修繕費である。
- Q 開発地区の消火栓については、区からの要望が必要か。
- A 町への開発協議の中で、付近に消火栓が無ければ設置するよう指導している。
- Q 第一水源地はどこにあり、稼働しているのか。
- A 給食センターの南にあり、施設維持のため朝晩稼働し、配水の

二割程度をまかなっている。

文教厚生



文教厚生常任委員会

平成二十五年度一般会計補正予算(第一号)

【教育課】

- Q 修学助成事業の支給基準は。
- A 高等学校に在学中の者で学費の支弁が困難な家計状況にある家庭のお子さんであり、学業に励み、その成績が良好であり、素行が良好である者、修学に堪え得る健康状態である者です。
- Q 申請者全員に支給されるのか。

平成二十五年国民健康
保険事業特別会計補正予
算(第一号)

A 奨学金支給審査会で審査し決定する。

Q 申請人数が十六名以上になつた場合は、
A 越えた場合は奨学金支給基金を財源に支給をする。

【住民課】

Q 前年度繰越金の残金八百四十
七万九千円を税に充てたらど
うか。

A 全体の繰越金見込みについて
は、七千四十七万四千円のうち
四千万円が当初予算計上され
ており、国への返還見込みが
八百万円と支払基金への返
還金で今回補正で対応してい
る五百万円と返還金として
一千三百万円と税への繰り入れ
として二千九百九十七万四千円
となり、それぞれ予定されている。

Q 歳計剰余金はあるか、基金の
積立は予算に計上せずに積み
立てるのか。

A 地方自治法及び国民健康保険基
金条例に基づき処分した。
Q 積み立てた基金の金額の根拠
は。

A 基金条例第二条により積み立て
る金額は、当該年度内に請求を
受けた保険給付に関する費用の
総額及び当該年度内に納付した
前期高齢者納付金等、後期高齢
者支援金等及び病床転換支援金
並びに介護給付費・地域支援事
業支援納付金の総額の十二分の
二に相当する金額に達するまで
となっており、総額は、約七億
四百万円となりその十二分の二
は約一億一千七百万円となり、
ここまでは積み立て可能であ
る。

Q 今、滞納者は減りつつありま
すか、短期証の発行はどれだ
けですか、昨年と比べてどう
ですか。

A 短期証の発行は、五十二世
帯、九十九人で前年度と差ほど
変わりがない。また、滞納者
については、平成二十二年度
二百九十八名、平成二十三年度
三百十三名、平成二十四年度
三百四十二名とのこと。

Q 今回、国保税を引き下げるが、
まだまだ引き下げられるのでは
ないか。

A 医療費は予測が難しいもので
すが、国保税を下げる環境が整
えば適切に対応をしている。

常任委員会による町内施設等の視察

総務産業建設常任委員会（上野賢
二委員長）と文教厚生常任委員会（浅
野常夫委員長）は、6月18日の午後、
東大藪企業誘致事業用地及び町内の
文教施設訪問を実施しました。

最初に視察した大藪小学校では、
昨年度増改築の終了した校舎で校長
から学校経営の全体について説明を
受け、議員からは「学校評議員との
連携」や「PTAのスローガン」等
について質問があり、「学校評議員
とは連携を取っていきたい」、「PT
Aスローガンについては、PTAが
自主的に決定している」とのこと
でした。続いて大藪保育園では園長の
説明の後、「保育園の定員管理」「待
機児童の有無」について質問があり、
定員管理は保育士・保育に必要な面
積等から適正に監理され、待機児童
は現在のところないとのことでした。
次に、東大藪企業誘致事業用地で
は、経営戦略課長より現況説明を受
けました。議員から「用地造成に
伴う土砂の調達方法」「用地の高さ
設定について」「今後の誘致活動に
ついて」等の質問がありました。

土砂については、主に国土交通省
（岐阜国道事務所）が養老町地内で
施工した高速道路養老ジャンクショ
ン建設工事で発生した建設残土（検
査済み）の譲渡を受けたもの、用地
の高さ設定については、浸水想定
水位を考慮して標高4.6mに設定



(写真は、造成が終了した東大藪企業誘致事業用地での説明)

したこと、また、今後の誘致活動に
ついては、造成工事が完成したので、
さらに積極的に進めて行きたいとの
ことでした。
次に、輪之内中学校では、校長の
説明の後、「不登校、いじめにつ
いての現状は」「部活動が強くなつた
理由は」の質問に対して、「不登校
についてはカウンセラーによる訪問
や手紙による対応をしている。いじ
めについては発達段階のこともあ
り個々のトラブルはあるが、いじめ
はない。」「部活動については、校外
指導者の熱心な指導によるもの」と
のことでした。特に野球部につ
いては県大会で優勝し、8月に名古屋
ドームでの大会に出場すること
でした。

平成二十五年度常任委員会合同研修を実施

平成25年4月22日～24日の3日間にわたり、総務産業建設常任委員会と文教厚生常任委員会研修として、東日本大震災の被災地を視察しました。視察目的は「東日本大震災から2年が経過し、その現状と復旧状況を視察し、今後の輪之内町の防災に生かす」。

最初に仙台空港近くの「防潮堤復旧の現場」を視察しました。現場に着くと直ぐに全員がヘルメット・ライフジャケットを着用し国土交通省東北地方整備局の河川部長から復旧事業の説明を受けました。数十キロメートルの防潮堤工事が、今も着々

と進められており、今後も土地のかさ上げ工事等の工事が計画されているとのことでした。

次に石巻市においては、市内を一望できる日和山公園で、国土交通省の北上川河川管理事務所長により、被害状況の説明と、現在の復旧計画の状況の説明を受けました。その後、石巻市の震災ボランティアガイドの浅野さんより、市内を巡り状況説明をしていただきました。説明の中で、「被災者は復旧が終了したとしても3人に1人しか元の土地に帰って来たくない。」「災害のことが風化していくことが心配で、もう被災地は復



南三陸町の防災対策庁舎にて

旧したというふうに思われるのが残念です。是非今後も被災地に足を運んで復旧状況を見ていただきたい。」との言葉が心に残りました。その後、同様に被災地の南三陸町では、「防災対策庁舎」・陸前高田市では、「奇跡の一本松」・気仙沼市の復旧状況を視察しました。

尚、今回の視察には、国土交通省中部地方整備局木曾川工事事務所からも、所長、副所長が同行されました。今回の研修を今後の輪之内町の河川行政や防災に生かしていけるよう、今後総務産業建設常任委員会・文教厚生常任委員会において検討していきます。



(写真は、仙台空港近くの防潮堤工事現場で、国土交通省職員から復旧状況について説明を受ける)▶

議 会 活 動 日 誌

《4月》

- 3日 町学校教職員歓迎会
- 5日 薩摩堰治水神社春季大祭
町農業委員会
- 9日 町プレミアム商品券発行
委員会
- 11日 議会広報編集委員会議
会
全員協議会
- 14日 町軽トラ朝市記念式典
22日～24日
議会常任委員会研修(東北)
- 25日 岐阜県薩摩義士顕彰会
- 26日 安八郡広域連合監査
30日 例月出納検査

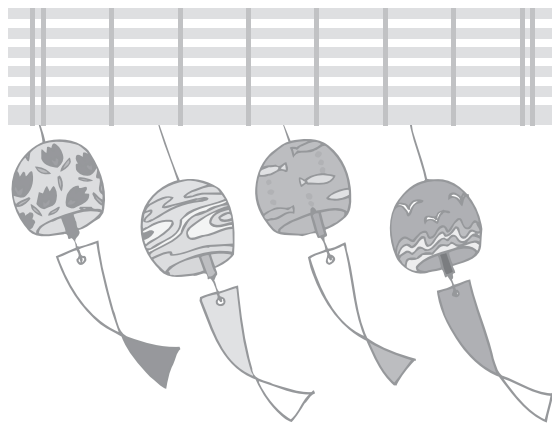
《5月》

- 1日 町教育振興会総会
- 2日 町農業委員会
薩摩義士顕彰会第一回役
員会
- 17日 町商工会通常総代会
- 21日 揖斐川流域住民の生命と
生活を守る連合会総会
- 22日 千本桜まつり実行委員会
- 23日 土地開発公社理事會
- 24日～26日 鹿児島県薩摩義士頌徳靈祭
- 27日 例月出納検査

《6月》

- 28日～30日 西南濃町村議長会正副議
長研修会
- 31日 第一回臨時町議
会
議会運営委員会
議会全員協議会
- 2日 町消防操法大会
- 3日 第1回評議委員会
町農業委員会
- 4日 プレミアム商品券発行委
員会
- 7日 国民健康保険運営協議会
図書館協議会
- 11日 町青少年健全育成大会
第2回定例町議会(初日)
議会全員協議会
- 12日 町植物防疫協会理事會
- 13日 文教厚生常任委員会
- 16日 総務産業建設常任委員会
「古屋圭司先生の国務大臣
就任を祝う会」
あじさい祭り
- 18日 第2回定例町議
会
議会全員協議会(最終日)
町ふれあいフェスタ実行
委員会
- 21日 例月出納検査
- 25日 東海環状自動車道西回
り
ルート建設事業説明会及
び建設促進大会
- 27日

- 28日 町選奨生選考委員会
- 28日 衆議院議員の視察
- 30日 輪之内東部土地改良組合
通常総会



編集後記

「わのうち議会だより」99号をお届けします。

夏の甲子園高校野球が間もなく開幕する。昨年の代表県立岐阜商業高校は、3季連続優勝をねらった大阪桐蔭を破り8強に入った。今年の岐阜県代表は勝ち進むことができるだろうか、暑い夏に期待したい。

さて、6月に議会常任委員会で、輪之内中学校を訪問した時、校長室に立派な優勝旗が飾られていた。野球部が5月に行われた岐阜県大会で優勝したとのこと。野球部が創部されてからの快挙だそう。全校生徒が300人ほどの規模の学校が、団体競技で県大会を勝ち抜くのは至難のことだろう。

8月11日からナゴヤドームで行われる「第43回中部地区選抜中学軟式野球大会」に出場する。心残りのない試合を願う。40年程前、同じグラウンドで白球を追っていた頃に思いをはせ、がんばる中学生とともに、この夏を楽しみたい。

議会広報編集委員会

- 委員長 浅野利通
- 副委員長 田中政治
- 委員 小寺 強
- 委員 浅野常夫
- 委員 上野賢二

★次の定例会は、九月中旬の予定です。多数の傍聴を期待いたします。